令和２年７月２９日

不動産関係団体の長　殿
（公社）山梨県宅地建物取引業協会
（公社）全日本不動産協会山梨県本部
（公財）日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事　　長崎　幸太郎
（公　印　省　略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づく
協力要請について（依頼）

日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づき、７月１０日から７月３１日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、皆様には、御理解と御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

しかし、この期間においても、全国では、都市部を中心に新規感染者数が増加しており、県内でも新たな感染者が相次いで確認されていることから、緊張感をもって警戒を続ける必要があると判断し、別添のとおり改訂した上で、８月１日から８月３１日までを実施期間として、感染拡大防止への協力要請を継続することといたしましたので、お知らせいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、貴職並びに貴団体の構成員の皆様におかれましては、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
県土整備部
建築住宅課企画担当
TEL：055-223-1730